

## Q218. 労基法上の残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の時間単価の計算方法を教えてください。

労基法上の残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の時間単価の計算方法は、以下のとおりです。

- ① 時間外割増賃金＝通常の労働時間・労働日の賃金の時間単価×1.25（中小事業主を除き1月60時間超の場合は×1.5）
- ② 休日割増賃金＝通常の労働時間・労働日の賃金の時間単価×1.35
- ③ 深夜割増賃金＝通常の労働時間・労働日の賃金の時間単価×0.25

弁護士法人四谷麴町法律事務所  
代表弁護士 藤田 進太郎